

## 令和元年度墨田区議会定例会 9月議会提出予定案件

### 〈予算〉

- 1 令和元年度墨田区一般会計補正予算

### 〈条例〉

- 1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 4 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 10 墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 11 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 12 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 13 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 14 墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例
- 15 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 16 幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 17 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 18 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 19 墨田区立公園条例の一部を改正する条例
- 20 墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

### 〈契約〉

- 1 墨田区総合運動場施設整備工事請負契約の一部変更について
- 2 財産の取得について

### 〈報告〉

- 1 平成30年度墨田区一般会計歳入歳出決算
- 2 平成30年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 平成30年度墨田区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 4 平成30年度墨田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

## 令和元年度墨田区議会定例会 9月議会提出予定案件概要

### <条例>

#### 1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由

区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において利用することができる特定個人情報の利用範囲を拡大するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（30.6.27 公布、元.6.1 一部施行）を踏まえ、所要の改正をする。

##### (2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

#### 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

住民基本台帳法の一部改正（元.5.31 公布、元.6.20 一部施行）により、住民票の除票の写し等を交付する制度が明確化されたことに伴い、当該交付に係る手数料を次のとおり定める。

名称	額
除票の写しの交付手数料	300円
除票記載事項証明書の交付手数料	
戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	

##### (2) 施行期日

公布の日

#### 3 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

##### (1) 制定理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定める。

##### (2) 内容、施行期日等

別紙2のとおり

#### 4 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員に適用する休職の期間を定める。

##### (2) 施行期日

令和2年4月1日

- 5 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- (1) 改正理由及び内容  
会計年度任用職員制度の導入に伴い、報酬が支給される会計年度任用職員の減給の効果を定める。
- (2) 施行期日  
令和2年4月1日
- 6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- (1) 改正理由及び内容  
地方公務員法の一部改正(29.5.17 公布、2.4.1 一部施行)により、引用条文が改められることに伴い、所要の規定整備をする。
- (2) 施行期日  
令和2年4月1日
- 7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (1) 改正理由及び内容
- ア 会計年度任用職員制度の導入に伴う改正  
会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員を含む非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等について、規則で定めることとする。
- イ 臨時的任用職員制度の見直しに伴う改正  
地方公務員法の一部改正(29.5.17 公布、2.4.1 一部施行)により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、同職員に係る規定について、次のとおり改める。
- (ア) 常時勤務を要する臨時的任用職員の年次有給休暇について規則で定めるとともに、同職員の特別休暇のうちリフレッシュ休暇を対象外とする。
- (イ) 臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく常時勤務を要しない臨時的任用職員に限り、任命権者が定めることとする。
- (2) 施行期日  
令和2年4月1日
- 8 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (1) 改正理由及び内容  
会計年度任用職員制度の導入に伴い、部分休業をすることができない非常勤職員の対象を見直すとともに、部分休業の承認に係る規定を加えるほか、部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額方法について定める。
- (2) 施行期日

令和2年4月1日

9 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正により、会計年度任用職員等の勤務時間、休日、休暇等について規則等で定めることとすることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

10 墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

会計年度任用職員制度の導入に伴い、本条例の適用の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加える。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

11 墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、本条例の適用の対象となる職員から会計年度任用職員を除く。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

12 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 会計年度任用職員制度の導入に伴う改正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、本条例の適用の対象となる職員から会計年度任用職員を除く。

イ 臨時的任用職員制度の見直しに伴う改正

地方公務員法の一部改正（29.5.17 公布、2.4.1 一部施行）により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、同職員の給与に係る所要の改正を行う。

ウ 欠格条項の削除に伴う改正

地方公務員法の一部改正（元.6.14 公布、元 12.14 一部施行）により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、所要の規定整備をする。

エ その他

元号の改正に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

ア及びイについては令和2年4月1日、ウについては本年12月14日、エについては公布の日

13 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

- ア 会計年度任用職員制度の導入に伴う改正  
本条例の適用の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加える。
- イ 欠格条項の削除に伴う改正  
地方公務員法の一部改正（元.6.14 公布、元 12.14 一部施行）により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、所要の規定整備をする。
- ウ その他  
元号の改正に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

アについては令和2年4月1日、イについては本年12月14日、ウについては公布の日

14 墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区子育てひろばのうち、文花子育てひろばにおいて、一時預かり事業を新たに実施することに伴い、当該事業を実施するために必要な保育室を設ける。

(2) 施行期日等

墨田区規則で定める日

※ 一時預かり事業の利用に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。

15 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方公務員法の一部改正（29.5.17 公布、2.4.1 一部施行）により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、同職員の特別休暇のうちリフレッシュ休暇を対象外とする。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

16 幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

- ア 会計年度任用職員制度の導入に伴う改正  
職員の給与に関する条例の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

イ 臨時的任用職員制度の見直しに伴う改正

地方公務員法の一部改正（29.5.17 公布、2.4.1 一部施行）により、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、同職員の給与に係る所要の改正を行う。

ウ 欠格条項の削除に伴う改正

地方公務員法の一部改正（元.6.14 公布、元.12.14 一部施行）により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、所要の規定整備をする。

エ その他

元号の改正に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

ア及びイについては令和2年4月1日、ウについては本年12月14日、エについては公布の日

17 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

会計年度任用職員制度の導入に伴う職員の給与に関する条例の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

18 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（元.6.26 公布、同日施行(31.4.1 適用)）を踏まえ、次のとおり介護補償額の改定を行うほか、所要の規定整備をする。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けたとき（他人介護）。【上限】	105,290円	165,150円	52,650円	82,580円
(2) 親族等による介護を受けたとき（家族介護）。【最低保障】	57,190円	70,790円	28,600円	35,400円

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

19 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

健康増進法の一部改正（30. 7. 25 公布、31. 1. 24 一部施行）及び東京都子どもを受動喫煙から守る条例の制定（29. 10. 13 公布、30. 4. 1 施行）に鑑み、全ての区立公園及び児童遊園において制限される行為に喫煙を加える。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

20 墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正（元. 6. 7 公布、元. 8. 1 施行）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正（元. 7. 19 公布、元. 8. 1 施行）に伴い、災害弔慰金等の支給に関する事項の調査審議に係る審査会を設置するほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

公布の日

<契約>

1 墨田区総合運動場施設整備工事請負契約の一部変更について

(1) 変更理由

墨田区総合運動場施設整備工事において、掘削土量を減ずる等の必要が生じたため、契約金額を変更する。

(2) 契約金額 変更前 5億2,920万円

変更後 5億2,350万1,920円

2 財産の取得について

(1) 取得の目的 墨田中学校外7校用

(2) 取得方法 所有権移転付き賃貸借契約（長期継続契約）の期間満了後の無償譲渡による。

(3) 借入期間 令和2年3月1日から令和12年2月28日まで

(4) 取得日 令和12年3月1日

(5) 品目及び数量 屋内運動場に係る空調機

室外機 20台

室内機 80台

(6) 契約の方法 指名競争入札

(7) 契約金額 月額 313万2,800円

総額 3億7,593万6,000円

(8) 契約の相手方 東京ガスリース株式会社

(9) 支出科目等 令和元年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費 学校管理費 使用料及び賃借料